

新潟県病院局管理規程第17号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月29日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

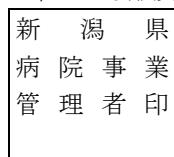
改 正 後	改 正 前
(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(7)の2 地域機関の長印</u> (8)～(9) (略) <u>(9)の2 地域機関の企業出納員印</u> (10)・(11) (略) 2 (略)	(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8)～(9) (略) (10)・(11) (略) 2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

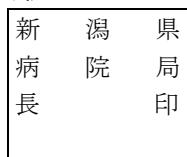
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法



27mm平方



27mm平方



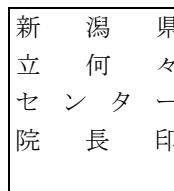
24mm平方



24mm平方



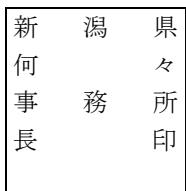
27mm平方



27mm平方



27mm平方



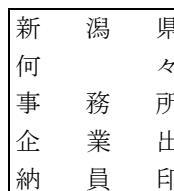
27mm平方



18mm平方



18mm平方



18mm平方



30mm平方



27mm平方

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(管守) 第4条 第2条1項第1号から第4号まで及び第8号の公印は、総務課長が管守する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、 <u>新潟県立病院附属看護専門学校長及び地域機関の長</u> がそれぞれ管守する。	(管守) 第4条 第2条1項第1号から第4号まで及び第8号の公印は、総務課長が管守する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長及び新潟県立病院附属看護専門学校長がそれぞれ管守する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。